

県南広域振興局長告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成30年4月27日

県南広域振興局長 細川倫史

- 1 路線名 284号
- 2 供用開始の区間 一関市室根町折壁字向山127番1地先から135番12地先まで
- 3 供用開始の期日 平成30年4月28日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター
 - (2) 期間 平成30年4月27日から同年5月28日まで